

問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 武藤

Tel : 03-5253-8111 (44-173)

03-5253-8639 (直通)

平成 21 年 9 月 29 日

国土交通省海事局検査測度課

IMO 第 14 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC14) の開催結果

概要

- ・ 石炭のバラ積み輸送について「高温場所」の統一解釈案を策定。
- ・ 国際海上危険物規定 (IMDGコード) の第 3 5 回改正案を小委員会として承認。
- ・ いずれも、来年 5 月開催予定の次回 MSC (海上安全委員会) で承認予定。

9 月 21 日より 25 日までの間、英国ロンドンの国際海事機関 (IMO) 本部において第 14 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC14) が開催されました。

我が国からは国土交通省、(独)海上技術安全研究所その他関係海事機関・団体から成る代表団が出席し、我が国意見の反映に努めました。今次会合における審議結果の概要は以下のとおりです。

1. 国際海上固体バラ積み貨物規定 (IMSBCコード) の改正

(1) 経緯

国際海上固体バラ積み貨物規定 (IMSBCコード) は、2011 年 1 月 1 日から強制化される予定ですが、同規定は、石炭及び褐炭ブリケットを高温場所 (hot areas) に隣接して積載することを禁止しています。我が国は、石炭の安全、かつ、円滑な輸送の確保という観点から、前回の DSC13 で「高温場所」の解釈を明確化する必要があることを説明し、さらに、今次会合では、調査研究に基づく統一解釈案を提案する等の取り組みを進めてきました。

(2) 審議結果

- ① 我が国提案をベースに、「高温場所」を、「貨物艙に接している継続的に 55° C よりも高温となる場所 (加熱された燃料油澄ましタンクやサービスタンクが貨物艙と接する場合等)」とする統一解釈案が策定されました。
- ② また、加熱された燃料油タンクの取り扱いについては、「燃料油の温度が (原則として) 55° C 未満となるよう管理されており、燃料油の温度が 24 時間中 12 時間以上 55° C を超えることがなく、かつ、最高温度が 65° C を超えない場合は、一般に、高温場所と看做すべきではない」との解釈が加えられました。

(3) 今後の予定

本案は、来年 5 月開催予定の次回 MSC に提出され、統一解釈案として承認、回章される予定です。

2. 国際海上危険物規定(IMDGコード)第35回改正案の検討

(1)経緯

国際海上危険物規定(IMDGコード)は、約3000種類の引火性・毒性等の危険性を有する化学薬品・化学物質について、ドラム缶、プラスチックタンク、タンクコンテナ等で海上輸送されるときに容器の性能要件、運送基準等を定めたもので、2004年1月1日からSOLAS条約で強制化されています。また、危険物の事故や新たな化学物質に対応して、現在も2年毎に改正が行われています。

(2)審議結果

今次会合では、IMDGコードの第35回改正案として、次の物質を含む約30の物質の運送要件が審議されました。

①ニッケル水素電池の輸送

カメラや燃料電池自動車に用いられるニッケル水素電池(水和物)を有害性物質(クラス9)として規制すべきというドイツ、フランス等の共同提案は、コンテナに収納された電池の総重量が100kg以下の場合には適用除外とする等の修正を加えて合意されました。

②リチウム電池の表示

リチウム電池への時間あたりの電力量(Wh)表示については、国連勧告第16回改訂では、2008年12月31日以前に製造されたものは、2010年12月31日までは表示をせずに運送できるとされていましたが、その後の国連での審議の結果、2011年1月1日以降もWh表示なしで運送できることが定められたことからIMDGコードの要件も、同様に修正されました。

(3)今後の予定

今次会合で、IMDGコードの第35回改正案が承認されたことから、本改正案は次回MSCでの採択を経て、2011年1月1日からは勧告として、2012年1月1日からは、強制要件として実施される予定です。

以上